

青教指第745号
令和3年3月5日

市内小・中学校長 殿

青梅市教育委員会
教育長 岡田芳典
(公印省略)

緊急事態宣言の延長に伴う教育活動について（通知）

報道等によれば、国は本日、緊急事態宣言を延長の決定をするとのことです。

本市においては、今まで国や都の方針を重く受け止め、感染症対策を徹底するため、様々な教育活動を制限してきたところです。基本的にこの考え方については変わることはありません。よって、緊急事態宣言中は、令和3年1月5日付け青教指第597号「今後の教育活動の実施の考え方について(通知)」に基づいて教育活動を進めてください。

しかしながら、閉塞感がある中、児童・生徒の心身の健康面においても配慮をする必要があります。また、緊急事態宣言の解除後、すぐに全ての教育活動を以前に示したガイドラインに戻すことは、児童・生徒に大きな負担をかけることとなります。

これらのことから、緊急事態宣言の延長中、部活動を実施する学校においては、下記の点に留意して実施するようお願いします。

記

1 部活動の実施について

(1) 基本的な考え方

- ・ 活動日：週3日以内（土日は実施しない）
- ・ 活動時間：1回につき1時間程度

(2) その他

- ・ 実施にあたっては、十分に感染対策を講じること。
- ・ 特に、バスケットボールやサッカー部のように、人と人が接触する部活動については、試合形式の練習は行わず、あくまでも心身の健康面への配慮のための活動であり、個人のトレーニング等になるようにすること。
- ・ 実施にあたっては、生徒の健康面に配慮し、いきなり激しい活動はしないこと。

- ・ 飛沫の飛散が懸念される部活については、対面でしない等の配慮を欠かさないこと。
- ・ 実施にあたっては、保護者に十分に説明をすること。
- ・ 現在は、あくまでも緊急事態宣言中であり、その上で部活動を実施する意味について、生徒に指導をすること。

以 上

【連絡先】 青梅市教育委員会指導室

TEL 22-1111 (2376)